（報告）

第十条　警察官は、拳銃を撃つたとき（盲発したときを含む。）は、直ちに、次の各号に掲げる事項（人に危害を与えていない場合は、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項）を所属長に報告しなければならない。ただし、訓練の場合は、この限りでない。

［一～五　略］

六　その他参考事項（使用した拳銃の名称、型式、口径、銃身長及び番号を含む。）

2　前条第一項本文の規定により拳銃を使用した場合における前項の規定による報告は、命令を発した部隊指揮官が行うものとする。

［3・4　略］

（拳銃の携帯）

第十一条　警察官は、制服（活動服を含む。以下同じ。）を着用して勤務するときは、拳銃を携帯するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

［一～七　略］

八　雑踏警備に従事する場合等で拳銃を携帯することが職務遂行上特に支障があると所属長が認めたとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、拳銃を携帯することが不適当であると所轄庁の長が認めたとき。

2　警察官は、特殊の被服又は私服を着用して勤務する場合において、拳銃を使用する可能性のある職務に従事するときは、拳銃を携帯するものとする。

（拳銃の携帯方法）

第十二条　制服又は特殊の被服を着用して拳銃を携帯するときは、拳銃入れに納めて帯革に付け、右腰に着装するものとする。ただし、職務の性質上特に必要がある場合には、所属長が指示する方法により携帯することができる。

2　［略］

3　私服を着用して拳銃を携帯するときは、目立たないよう適宜の方法で携帯するものとする。ただし、職務の執行に当たり拳銃の使用が予想される場合は、この限りでない。

（たまの装塡等）

第十三条　警察官は、拳銃を携帯するときは、常時、回転式拳銃にあつては長官が別に定める数のたまを装塡し、自動式拳銃にあつては長官が別に定める数のたまを充塡した弾倉を弾倉室に挿入しておくものとする。

（拳銃の安全規則）

第十四条　警察官は、拳銃の取扱いについては、次に掲げる安全規則を厳守し、危害防止について細心の注意を払わなければならない。

一　拳銃を手にしたときは、回転式拳銃にあつては弾倉を開き、自動式拳銃にあつては弾倉を抜き出し遊底を引いて、たまの有無を確かめること。

二　射撃するときのほか、回転式拳銃にあつては撃鉄を起こさず、自動式拳銃にあつては、所属長が特に指示したときを除き、薬室にたまを装塡しないこと。

三　射撃するときのほか、用心金の中に指を入れないこと。

四　［略］

五　拳銃を他人に渡すとき及び必要があつて拳銃を拳銃入れから出しておくときは、回転式拳銃にあつてはたまを抜き出し弾倉を開いたままにし、自動式拳銃にあつては弾倉を抜き出し遊底を引いてたまが薬室に装塡されていないことを確認すること。

六　必要がある場合のほか、拳銃入れから拳銃を取り出し、又はこれを弄ばないこと。

七　職務上必要のない者には、拳銃を渡し、又は拳銃に手を触れさせないこと。

（報告）

第十条　警察官は、けん銃を撃つたとき（盲発したときを含む。）は、直ちに、次の各号に掲げる事項（人に危害を与えていない場合は、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項）を所属長に報告しなければならない。ただし、訓練の場合は、この限りでない。

［一～五　同上］

六　その他参考事項（使用したけん銃の名称、型式、口径、銃身長及び番号を含む。）

2　前条第一項本文の規定によりけん銃を使用した場合における前項の規定による報告は、命令を発した部隊指揮官が行うものとする。

［3・4　同上］

（けん銃の携帯）

第十一条　警察官は、制服（活動服を含む。以下同じ。）を着用して勤務するときは、けん銃を携帯するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

［一～七　同上］

八　雑踏警備に従事する場合等でけん銃を携帯することが職務遂行上特に支障があると所属長が認めたとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、けん銃を携帯することが不適当であると所轄庁の長が認めたとき。

2　警察官は、特殊の被服又は私服を着用して勤務する場合において、けん銃を使用する可能性のある職務に従事するときは、けん銃を携帯するものとする。

（拳銃の携帯方法）

第十二条　制服又は特殊の被服を着用してけん銃を携帯するときは、けん銃入れに納めて帯革に付け、右腰に着装するものとする。ただし、職務の性質上特に必要がある場合には、所属長が指示する方法により携帯することができる。

2　［同上］

3　私服を着用してけん銃を携帯するときは、目立たないよう適宜の方法で携帯するものとする。ただし、職務の執行に当たりけん銃の使用が予想される場合は、この限りではない。

第十三条　警察官は、けん銃を携帯するときは、常時、回転式けん銃にあつては長官が別に定める数のたまを装てんし、自動式けん銃にあつては長官が別に定める数のたまを充てんした弾倉を弾倉室にそう入しておくものとする。

（けん銃の安全規則）

第十四条　警察官は、けん銃の取扱いについては、次に掲げる安全規則を厳守し、危害防止について細心の注意を払わなければならない。

一　けん銃を手にしたときは、回転式けん銃にあつては弾倉を開き、自動式けん銃にあつては弾倉を抜き出し遊底を引いて、たまの有無を確かめること。

二　射撃するときのほか、回転式けん銃にあつては撃鉄を起こさず、自動式けん銃にあつては、所属長が特に指示したときを除き、薬室にたまを装てんしないこと。

三　射撃するときのほか、用心がねの中に指を入れないこと。

四　［同上］

五　けん銃を他人に渡すとき及び必要があつてけん銃をけん銃入れから出しておくときは、回転式けん銃にあつてはたまを抜き出し弾倉を開いたままにし、自動式けん銃にあつては弾倉を抜き出し遊底を引いてたまが薬室に装てんされていないことを確認すること。

六　必要がある場合のほかは、けん銃入れからけん銃を取り出し、又はこれをもてあそばないこと。

七　職務上必要のない者には、けん銃を渡し、又はけん銃に手を触れさせないこと。